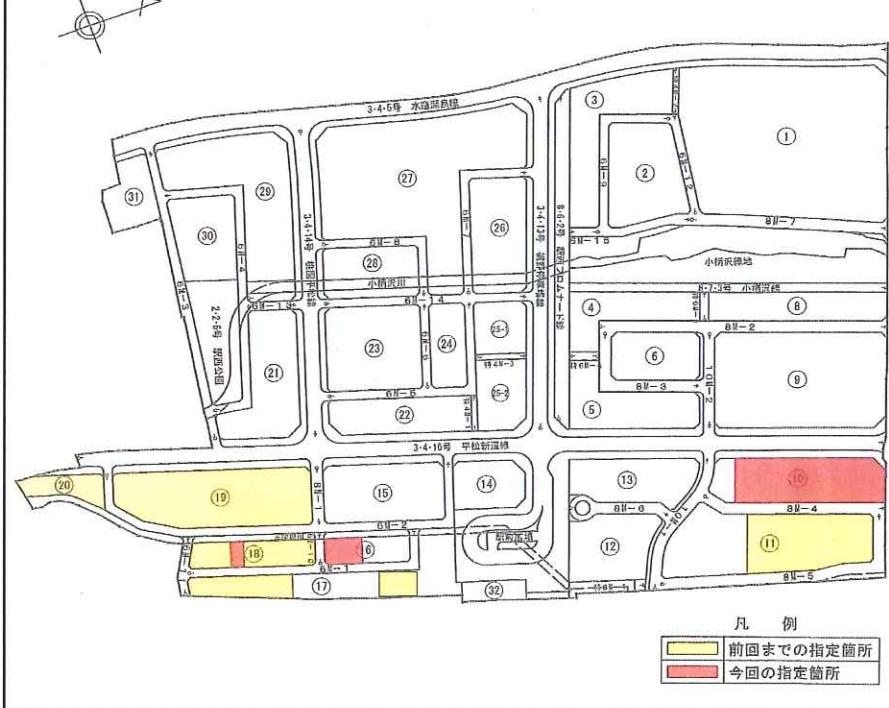


裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279 <http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

《第四回仮換地指定箇所》

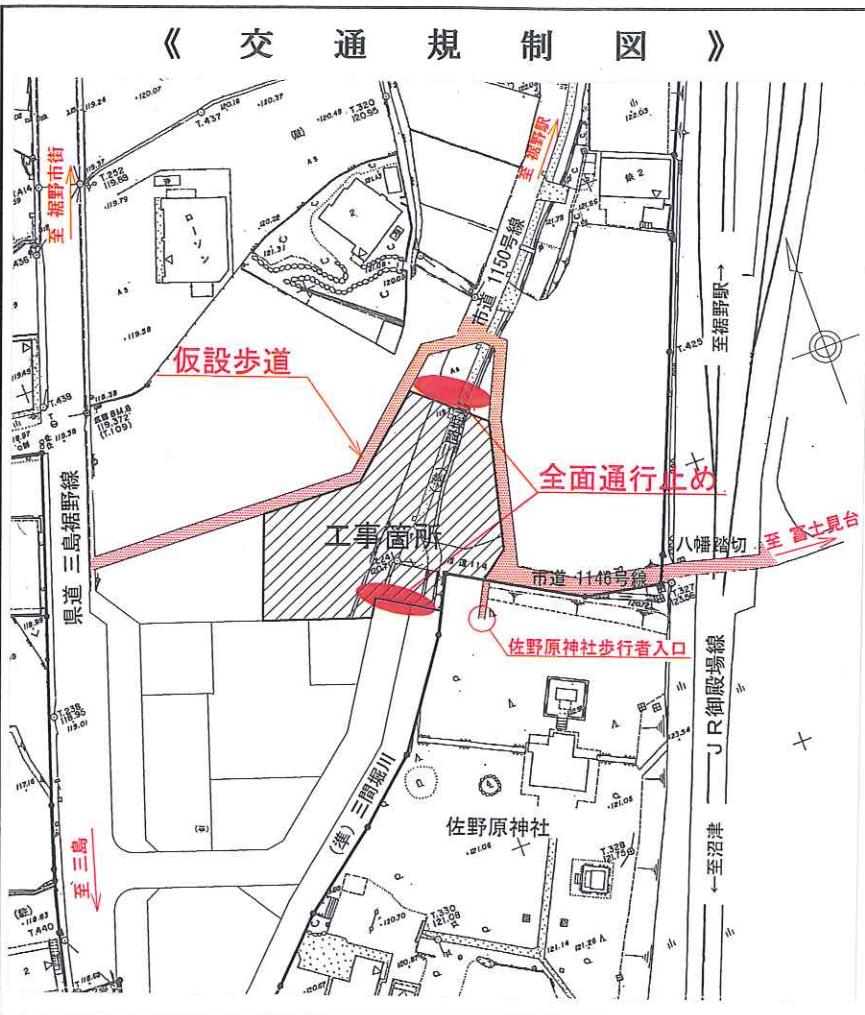


平成21年8月着手の（準）三間堀川河川改修工事に伴い交通規制を致します。

（準）三間堀川河川改修工事に伴い、市道一一四六号線及び市道一一五〇号線の一部区間（左図参照）が通行止めとなり、駅前広場から県道三島裾野線佐野原バス停までの車両の通り抜けが出来なくなります。歩行者及び二輪車につきましては、仮設歩道を設置しますので、そちらをご利用ください。

通行止めの期間は平成21年8月24日から平成23年3月末日までを予定しています。

周辺にお住まいの皆様並びに市道一一四六号線及び市道一一五〇号線を普段から利用されている方々には、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



Q & A

【Q. 仮換地指定通知に不服があるときは、どうしたらいいの？】

A. 通知について不服があるときは、仮換地指定通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、仮換地指定通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に裾野市を被告として取消訴訟を提起することができます。



【Q. 仮換地指定通知を開封した後に返送した場合、どういう取扱いになるの？】

A. 権利者がその内容を知り得たと理解すべきであり、権利者自身が通知書を保有していないなくても権利者に到達したと見なします。

【Q. 仮換地指定通知を紛失した場合、再発行はできるの？】

A. 仮換地指定通知を紛失されたとしても再発行できませんので、事業の終了まで大切に保管して下さい。



【Q. いつから仮換地は使えるの？】

A. 本来、仮換地の指定がなされることにより、仮換地を使うことができるので、「仮換地先にはまだ従前の建物などがある」「計画している宅地造成が終了していない」などの理由により使うことができません。仮換地が使えるようになる日が決まつたら別途通知させていただきます。

裾野駅西地区整備事務所では、当事業について、随時相談業務を行っておりまます。不明な点につきましては、お気軽に区画整理室までお問い合わせ下さい。